

令和6年度税制改正を機に
自分の知識を整理しておこう！

／ もう一度おさらいしておきたい／

「飲食」に関する交際費 の税務取扱い

公認会計士・税理士 大西康記



令和6年度税制改正で、一人当たり1万円以下の飲食費等は交際費から除かれることになりました。取引先との会食等では一人当たり5000円を超えることが多いため、企業にとっては朗報といえます。ただし、1万円以下であればどんな場合でも交際費に該当しないということではありません。たとえば自社の役員や社員だけの会食（社内飲食費）は、金額に関わらず交際費となります。ここでは「飲食に関する交際費」の税務取扱いをおさらいします。

接待飲食費に関する 令和6年度税制改正の内容

最初に接待飲食費に関する令和6年度の税制改正の内容ですが、具体的には、改正前は法人が支出する一人当た

り50000円以下の接待飲食費が交際費から除かれていましたが、改正後は一人当たり1万円以下の接待飲食費が交際費から除かれることとなり、上限が上がります。

令和6年3月31日までに支出する飲食費に関しては、一人当たり50000円以下ですが、令和6年4月1日以降に支出する飲食費に関して一人当たり1万円以下となります。なお、この50000円や1万円の判定は「税込経理」を行なっている場合には「税込」で、「税抜経理」を行なっている場合には「税抜」でそれぞれ判定します。

詳しい内容については後ほど述べますが、交際費は損金不算入規定がありますので、交際費から除かれることは、当該飲食費を損金算入できるということです。交際費から除かれる飲食費の上限が上がるということは、企業にとっては取引先との会食等に使える予算の増加、飲食店にとっては売

上の増加に繋がる可能性があると考えられます。

なお、この令和6年度税制改正大綱は令和5年12月14日に発表されております。本原稿の執筆時点（令和6年3月上旬）では、令和6年度税制改正の国会承認はまだおりておらず正式決定ではありませんが、税制改正大綱の発表後はまず変更されることはないと考えてよいと思います。

接待飲食費の範囲等を 確認しておこう

法令では、接待飲食費に関して、先述した「交際費から除かれる飲食費の規定」や「飲食費の50%損金算入規定」など税制上の優遇措置が定められています。交際費にはいろいろとあります。接待飲食費の範囲、接待飲食費に該当する支出なのか否かの判断が重要

となります。

まず、飲食費の範囲から見ていきます。飲食費について法令上は、「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除く）」となっており、次のような費用は社内飲食費を除き、飲食費に該当します。

- ① 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」
- ② 飲食等のために支払うテーブルチャージ料やサービス料等
- ③ 飲食等のために支払う会場費
- ④ 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行なうための「弁当代」（得意先において差入れ後相応の時間内に飲食されるようなもの）
- ⑤ 飲食店での飲食後、その飲食店で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」